

明治後期中小鉱業経営における雇用状況：大阪鉱業株式会社を事例として

北澤，満
九州大学大学院経済学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7419080>

出版情報：経済學研究. 92 (2), pp.65-83, 2026-03-31. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



明治後期中小鉱業経営における雇用状況

— 大阪鉱業株式会社を事例として —

北 澤 満

1. はじめに

本稿は、1907～1916年のあいだ稼行した大阪鉱業株式会社大阪炭山（以下、多くの場合、「大阪炭山」と略称する。後に、三井鉱山株式会社釧路炭鉱を経て、太平洋炭礦株式会社別保坑の一部）を事例とし、中小鉱業経営¹⁾における炭鉱労働者（鉱夫）の雇用状況について、経営内部資料に基づきつつ解明することを課題とする。

石炭鉱業、金属鉱業のいずれについても、その労働史、労使関係史については厚い蓄積があり、近年だけでも土井徹平、森本真世らの新しい研究が発表されつつある²⁾。しかし、これらも含むほぼすべての先行研究について、その対象は大鉱業経営に限定されており、炭鉱数において大半を占める中小鉱業経営に関しては、資料上の制約から、その経営内部に立ち入った研究はほとんど存在しない。長廣利崇による小林鉱業所新手法炭鉱の研究は、中小鉱業経営史についての貴重な業績であるが、そのなかで中小鉱業経営を「独占資本の対極に従属し補充する零細企業としての前期的性格」ととらえる正田誠一の見解を批判し、同炭鉱が石炭販売、および生産コストの両面で、大規模炭鉱と対等に競争していたことを主張する³⁾。

ここで重要なのは、新手法炭鉱が相対的な低賃金労働を利用したことにより、低コストを実現できた、としている点である。この研究は両大戦間期を対象としており、また荻野喜弘が指摘するように、炭鉱労使関係における規模別格差が顕在化するの第一次世界大戦期以降であった⁴⁾ということ念頭におくと、明治後期を主たる対象とする本研究とは直接に関係するわけではない。しかし、その荻野の研究にしても、第一次大戦前における中小炭鉱の雇用状況を明確に示したものではないので、結果

1) 何をもち「中小」とするかは難しいところである。石炭業界では、慣例として、戦前であれば昭和石炭株式会社、戦後であれば日本石炭協会加盟企業を「大手」とし、それ以外を「中小」としてきた。この慣例に従えばもちろんのこととして、財閥系炭鉱企業と規模を比較すれば、当然ながら本ケースは「中小」ということになる。しかし、大阪炭山の出炭量はピーク時には4万トンを超えており、同時点で麻生吉隈炭鉱よりも多く、また鉱夫数は300名を超える大企業でもあった。この点には、留意する必要がある。

2) 土井徹平「北海道石狩炭田における労働市場の形成と変容」『社会経済史学』第88巻第1号、2022年、森本真世「鉱山における管理体制と労務管理」『社会経済史学』第89巻第3号、2023年。それ以前から連綿と続く研究史があることは承知しているが、こうした先行諸研究の議論に対し、真っ向から再検討を迫るものではないので、ここでは一々言及しない。

3) 長廣利崇「戦間期小規模炭鉱の経営規模拡大」『経営史学』第37巻第2号、2002年、正田誠一『九州石炭産業史論』九州大学出版会、1987年を参照。

4) 荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』九州大学出版会、1993年。

として正田や長廣が両大戦間期の中小炭鉱の特徴とした「相対的には劣悪な環境での低賃金労働」という中小炭鉱労働のイメージが、その前の時代にも投影されることとなっても不思議ではない。

本稿は、大阪鉱業の経営内部資料（永田家文書の一部）を主として利用し、その雇用状況、および労務管理の一端について解明することで、先行研究群が明らかにしてきた大炭鉱経営の事例を相対化することを試みる。大阪鉱業は、三重・奈良などに所在する金属鉱山、および釧路の炭鉱を稼行していた。財閥系企業をはじめとする大経営と比較すると、その規模は劣るものの、創業（1894年）から20年以上にわたり鉱業経営を維持できていたことにみられるとおり、一定の鉱業生産・販売を持続していた。いかにしてそれが可能となったのか、本稿では、雇用のあり方を中心に検討していく。

以下に、本稿の構成を示す。2では、大阪鉱業の経営について、本稿の対象時期を中心に概観する。3では、大阪炭山による炭鉱経営のパフォーマンスについて、生産性（出炭能率）とコスト（山元原価）を中心に分析していく。本稿の分析の中心となる4では、3の分析を前提としつつ、炭鉱労働者の移動（定着）状況、賃金（所得）の推移、同炭鉱所属鉱夫の出自について確認し、さらに飯場のあり方や福利厚生についても言及する。5では結論を示す。

2. 大阪鉱業大阪炭山経営の概観⁵⁾

大阪鉱業は、1894年に大阪の銅業関係者らが中心となって出資し、創立された。創業からしばらくの間は、銅・銀など金属鉱山稼行が事業の主軸であった。金属鉱山経営は、当初順調に推移したが、それとは無関係に経営陣は二転三転した。創業時に中心となった人物は、同社とは無関係の会社における不祥事に巻き込まれ、経営陣から退いた。その際、経営を後継したのは、創業時の経営者と共同で鉱山開発を行っており、また同社創業時にも株主となっていた逸身家であった（実際に社長になったのは、逸身家の同族である福本元之助）。しかし、福本が社長となってまもなく、今度は逸身家が金融恐慌により、経営破綻してしまった。逸身家の同社持株、および同社社長の座については、大阪の木材商である清水栄次郎（逸身家の親族でもある）に引き継がれた。

以後、同社が解散整理されるまで、清水栄次郎は過半数株主として君臨していた（社長については途中で辞任し、取締役として在任。その後は社長が不在となる）が、これについてはいわば「名義貸し」であったことが判明している。実際に、その株式の資金の出し手となり、また経営の中核に居続けたのは、奈良県の山林地主である永田藤兵衛であった。永田も、逸身家と姻戚関係にあり、また清水とも親類であった。永田・清水の両者が、大阪鉱業の次期経営者、および逸身家復興の担い手として期待したのが、当時はまだ20代の逸身豊之輔であった。1900年代半ばになると、大阪鉱業が所有する金属鉱山の採掘が行きづまりつつあり、その状況への対応として、逸身豊之輔は逸身家が所有する北海道釧路炭田の鉱区を大阪鉱業に提供した。以上が、大阪鉱業が大阪炭山を稼行することとなる経緯である。

5) 本節については、ことわりのないかぎり、北澤満「明治期における中小鉱業経営 (1)・(2)」『経済学研究 (九州大学)』第85巻第5・6号、第86巻第1号、2019年を参照している。

豊之輔は、1908年には自ら釧路に移住し、炭鉱経営の陣頭指揮に当たるなど、意欲を示した。しかし、その後の経営状況は、まさに惨憺たるものとなった。大阪炭山は、大阪鉱業内において「事業部」のような組織として存在していたため、大阪炭山、および大阪鉱業のいずれについても損益を示すことができるが、豊之輔が在釧した1908～12年については、大阪鉱業は一度も黒字になることがなかった。その要因としては、いわゆる放漫経営のほか、青森・函館、さらには東京などの遠隔地に石炭を売り込むなどの積極策が裏目に出たことなどが、既に明らかになっている⁶⁾。その一方で、出炭の現場である山元の状況はどうであったのかについて、3以降で分析していく。

豊之輔が経営悪化の責任をとって退任した後は、永田家の関係者である加藤光三郎という人物が支配人となり、炭鉱経営を差配した。加藤は、素行に問題のある職員を整理し、また販路を広く求めることをやめ、釧路周辺の需要、とりわけ釧路港に寄港する船舶への売込みを主軸とする「消極策」に転換した。その方針転換の成果、および種々の事情が重なって釧路来港船舶が急増したことなどにより、1913年以降において大阪炭山の業績は急激に回復し、1915年には豊之輔時代からの累積損失も解消することとなった。こうした好業績を背景として、同時期に釧路炭田への進出を企図していた三井鉱山に対し約33万円で炭鉱を売却することとなり、1916年3月に同社の炭鉱経営は終焉を迎えた。

大阪炭山の出炭量の推移は、表2のと

表1 大阪鉱業・炭山損益の推移

(単位：円)

	大阪鉱業損益	大阪炭山損益
1908年上期	-7,854	1,239
1908年下期	-9,694	10,932
1909年上期	-10,923	8,358
1909年下期	-11,129	11,311
1910年上期	-13,047	5,984
1910年下期	-14,351	12,063
1911年上期	-15,729	6,037
1911年下期	-16,996	8,466
1912年上期	-17,908	-5,973
1912年下期	-41,289	-333
1913年上期	-47,046	-17,820
1913年下期	-47,515	6,749
1914年上期	-35,635	30,484
1914年下期	-24,861	48,795
1915年上期	-14,085	25,470
1915年下期	17	21,489

出所)「大阪炭山諸勘定往復綴」(永田家所蔵・奈良県立図書館情報館保管、68-19-9)、大阪鉱業株式会社「大阪炭山勘定帳」明治45年1月(68-19-10)、大阪鉱業株式会社「考課状綴」(68-19-15)、大阪炭山釧路鉱業事務所「総勘定簿」明治39・40年度(68-60-5)、「大阪炭山諸勘定往復綴」明治42年(68-82-6)、大阪鉱業株式会社「考課状綴」(安田家文書、YA-18)。なお、「68」から始まる資料番号を付した資料は、すべて「永田家所蔵・奈良県立図書館情報館保管」であるので、これについて以下では記述を略す。

注1) 上期は1～6月、下期は7～12月。以下の表も同様。

注2) 単位以下は、四捨五入している。以下の表も同様。

表2 釧路炭田諸炭鉱の出炭量

(単位：トン)

	大阪	(%)	春採	別保	釧路	その他	合計
1907	1,355	2.2	21,445	20,162	5,525	13,638	62,125
1908	12,042	23.8	17,632	15,881	3,120	1,857	50,532
1909	16,357	32.9	19,194	12,648	1,433	114	49,746
1910	19,679	35.7	18,394	13,460	3,538	73	55,144
1911	28,626	43.8	21,348	11,871	3,580	-	65,425
1912	26,011	40.7	18,050	16,305	3,503	-	63,869
1913	28,315	45.2	18,336	13,322	2,692	-	62,665
1914	35,014	56.7	12,490	11,603	2,166	505	61,778
1915	42,683	61.7	-	20,464	3,452	2,631	69,230

出所)『北海道庁統計書』各年。

注) 大阪炭山の出炭量を後掲表3と比較すると、1914～15年について一致しない。その原因については不明である。

6) 北澤満「明治後期釧路地方における石炭販売」『経済学研究(九州大学)』第88巻第5・6合併号、2022年を参照。

おりである。先行して稼行していた安田商事・春採炭鉱、および釧勝興業・別保炭鉱に対し、同炭山は順調に出炭量を伸ばしていき、1910年以降は釧路第一の炭鉱となっている。経営業績とは裏腹に、生産面は順調に成長していた。

生産組織についても、ホワイトカラーを中心に概観しておこう。出炭が本格的に始まりつつあった1908年の時点では、在釧路取締役である逸身豊之輔の下に、1897年に入社し、着実にキャリアを積み上げてきた豊田義明が主任として配置され、さらに開坑（大阪炭山では、採炭現場の仕事を意味している）・土木兼運輸・庶務兼会計の3課長が位置づけられた。しかし、1908年中には豊之輔と豊田が対立し、豊田が退任した。開坑・庶務の2課長も1909年までには辞任し、その後任は補充されなかったため、結局のところ、課長以上のクラスで残ったのは土木兼運輸課長であった北川富太郎1人であった。1909年以降は、この北川と、坑夫頭（坑夫長）となった新保利八、および複数名の飯場頭が、大炭鉱経営での技師のような役割も担いつつ、現場を支えたものと思われる⁷⁾。豊之輔が辞任した後には、前述した支配人の加藤光三郎がその地位を引き継ぎ（ただし、取締役には就任しない）、その下に安田篤三（永田家の親族）らが職員として加えられたが、山元については1912年以前の体制が、閉山まで維持されていたものと推測される。

3. 大阪炭山の採炭能率および山元原価

大阪炭山の採炭の状況について、確認しておこう。大阪炭山を買収した三井炭山の「太平洋炭礦沿革史」によると、採炭については「大阪炭礦時代ニ於テハ程ト全ク炭柱式採炭法ニ依リ出炭ヲ看、古老ノ言ニ依レバ炭柱式ノ法則ニ依リ採掘セル範圍ニ於テモ坑口ヨリ近キケ所ニ於テハ比較的規則正シク行ハレタルモ深部ニ達スレバ採掘能率ノ低下ヨリ出来得ル丈ケ能率高ヲ新着手坑口ニ移リタル傾向著シク且ツ卸採炭現場ニ於テハ坑内水ノ関係ヨリ予定線ノ採掘ヲ終了セルモノ皆無ニテ尚且ツ稼働者ノ訓練イタラズラ曳キノ距離遠ザカレバ係員ノ巡回前曳極ヲナシ崩落セシメタル等ノタメ採炭、採取率ニ於テハ驚クベキ不良ナリ」とある⁸⁾。炭鉱内の運搬についても、「当時ノ切羽運搬設備ハ幼稚ナルモノニシテ見ルベキモノナシ。切羽ヨリ貯炭場即チ炭車積込場迄ハ俗称^{ママ}ニ箱ト称シ底裏面ニ櫃或ハローラーヲ取付ケ前者ハ梯子型上ヲ後者ハ木板上ヲ^{すべりばこ}シテ人力ニヨリ索引シ貯炭場迄運搬ス。斯クノ如クシテ運搬スルヲ以テニ箱ト称スルナリ。貯炭場ヨリ選炭場迄ハ、容積1／2噸横明ケ木製炭車ニテ片磐ヲ人力ニヨリ運搬シ主要坑道ニテハ馬匹ニヨリ六乃至七車ヲ連結運搬セリ。ニ箱ニ於ケル最大運搬距離ハ大抵百米位ヲ限度トシ一人ニテ約一噸ヨリ一・五噸位ヲ最モ適当ナリシナリ」とあ

7) 北川の役職は、1909年以降どうなったのかは判然としないが、土木兼運輸のほか、明らかに開坑課の監督も兼ねており、豊田が務めた「主任」的な役割を担ったものとみられる。坑夫頭の新保利八は、もともと鉱夫であった人物であるが、坑夫頭就任以降は月給となり、給料も庶務課から支給されている（一般鉱夫、および飯場頭の賃金は、開坑課から支給される）ので、名称はともかく、ホワイトカラーに近い立場にあったようである。以上にみられるとおり、大阪炭山におけるホワイトカラーとブルーカラーの線引きは、かなり曖昧である。

8) 三井炭山株式会社「太平洋炭礦株式会社沿革史・巻二」（鉱山五十年史稿本202、三井文庫所蔵）、319頁。なお、「鉱山五十年史稿本」からはじまる資料番号を付した資料はいずれも「三井文庫所蔵」なので、以下ではこの点についての記述を省略する。

る⁹⁾。要約するに、三井側からみて、大阪炭山の採炭技術については特にみるべきものがなかった、ということであり、採炭はもちろん、掘進・坑内運搬まで、ほとんどが手作業であった¹⁰⁾。上述のような採炭上の制約から、大阪炭山の坑口は第1～11、および昆布森坑の12坑もあった（三井による買収後、利用されたのは2つのみであった）。断層に逢着するなど、困難な場面に遭遇した場合、そこをあきらめて、別の坑での採炭を優先するためである。こうした事情から、上述のような採炭のあり方は、同時期における中規模以下の炭鉱において時折みられるものであった¹¹⁾。

以上のような状況であるから、当然のことながら採炭能率は低かったものと推測される。一定期間の出炭量と、同時期における在籍人員が把握できれば、大まかな能率（在籍鉱夫1人当たり出炭量）を把握することができる。ただし、農商務省（商工省）や石炭鉱業連合会（1921年設立）、および地方ごとの業界団体による統計が整備されるのはおおそ大正期以降であり、それ以前の中小規模炭鉱については、この数値を長期間にわたって得ることは難しい。大阪炭山の場合、一部の時期についてこの数値が得られる（表3）。

大阪炭山の鉱夫1人当たり出炭量（年換算）を確認すると、最大の数値を示しているのは1911年下

表3 大阪炭山の出炭量・在籍人員・出炭能率

（単位：トン・人）

	出炭量	在籍人員	鉱夫1人当たり出炭量 (年換算)	鉱夫1人当たり出炭量 (北炭・年間)	鉱夫1人当たり出炭量 (全国平均・年間)
1909年下期	7,695	78	197.3	165	99
1910年上期	7,073	102	138.7	—	—
1910年下期	12,606	123	205.0	118	114
1911年上期	13,336	119	224.1	—	—
1911年下期	15,291	118	259.2	128	121
1912年上期	10,821	132	164.0	130	129
1913年上期	12,534	133	188.5	106	124
1914年	38,746	306	126.6	105	122
1915年	40,616	248	163.8	142	106

出所) 大阪炭山鉱業事務所「鉱山監督署月報年報報告綴」明治44年度(68-314-2)、同「鉱業簿」大正2年度(68-334-3)、七十年史編纂委員会編『北海道炭礦汽船株式会社七十年史』北海道炭礦汽船株式会社、1958年、資料54頁、『北海道石炭鉱業会々報』。

注1) 在籍人員は「上期」は6月、「下期」は12月の人数を記載。1914～15年は12月の人数を記載。

注2) 1909～1913年の大阪炭山の鉱夫1人当たり出炭量は、当該期間の出炭量を2倍にし、在籍人員で除した数値。同期間の北炭および全国平均は、当該年1年間についての数値。

9) 前掲「太平洋炭礦株式会社沿革史・巻二」、310頁。

10) この点は、大阪炭山の「財産目録簿」によっても裏付けすることができる。同帳簿の「機械」の項目のうち、1913年7月までに購入された機械器具らしきものを列挙していくと、観測器1個、ダンビレベル1具、トランシット2具、カグラランサン1個、宧箱45個、唧筒1式、安全灯10個、ウイングポンプ1個といったところであった（これらのうち、唧筒については「元山風呂場用」とされている）。つまり、採炭・運炭に関わる機械はほぼなかった、ということがわかる（大阪炭山鉱業事務所「財産目録簿」68-58-1、奈良県立図書館情報館保管、永田家文書）。なお、「68」からはじまる資料番号を付した資料は、いずれも「奈良県立図書館情報館保管・永田家文書」であるので、以下、この記載は省略する。

11) たとえば、中島鉱業時代の飯塚炭鉱の特徴として、「浅い斜坑を幾つも掘って最低の設備投資をもって、最大の出炭をする」方式として説明されている（麓三郎『三菱飯塚炭礦史』三菱鉱業株式会社、1961年、68頁）。

期であり、各年で大きな増減があるものの、全体として1912年以降には低下傾向となっている。これについては、当初、大阪炭山では選炭をほとんど行っておらず、したがって選炭夫（婦）数が少数であったが、1914年以降には急増したこと（選炭工程は、出炭量の増加にはまったくつながらないため）¹²⁾、また同年には隣接の安田春採炭鉱が休山し、その所属鉱夫を、増産体制に入った大阪炭山が大量に引き受けた（が、それに比例しては出炭量が伸びなかった）ことなどが、影響していたと推測される。

大手企業である北海道炭礦汽船（以下、「北炭」と略称）の場合、1912年時点でも夕張第一炭鉱では鉱夫数の10%程度が選炭夫（婦）として働いており、その他の坑外夫も多数在籍しているため、全在籍鉱夫数によって能率を測ると、数値が低めに出ることは否めない¹³⁾。そうした事情を勘案したとしても、全国平均はもちろんのこと、北炭の能率と比較しても大阪炭山の数値が高かったという点は重要であろう。大手企業の能率が持続的に伸びていくのは、坑内外の機械化が進み、さらに採炭機構の変革も行われていく1910年代半ば以降であり、大阪炭山稼行期においては、両者に大きな差異はなかったのである¹⁴⁾。

次に、大阪炭山の山元原価（主として出炭に関わる原価のこと。一般に、売炭に関する経費や、山元から市場までの輸送費は含まれない）について確認していこう。表4-1は、1911~15年における大阪炭山の開坑費の内訳と推移、出炭1トン当たりの開坑費および（開坑費中の）採炭費を示したものである。大阪炭山の経費については、「開坑費」（表4-1の内訳に示したとおり、採炭・掘進を中

表4-1 大阪炭山開坑費の推移

（単位：円）

	採炭費	車夫費	延切費	坑木費	選炭費	その他	開坑費合計	出炭量	採炭費出炭1トン当たり	開坑費出炭1トン当たり
1911年	26,682	-	7,044	2,151	867	4,683	41,428	28,627	0.93	1.45
1912年	23,343	2,853	7,870	1,966	1,013	8,978	46,023	26,011	0.90	1.77
1913年	31,624	-	13,338	2,238	1,292	5,270	53,760	30,996	1.02	1.73
1914年	35,303	7,339	12,976	4,242	1,490	10,750	72,096	38,746	0.91	1.86
1915年	36,270	7,594	13,219	3,797	1,518	10,355	72,754	40,616	0.89	1.79

出所) 大阪鉱業株式会社「大阪炭山諸勘定往復綴」(68-82-6)、同「大阪炭山諸勘定往復綴」(68-19-9)、同「元山操業予算実行経費報告表綴」大正3年度(68-18-10)、同「予算決算書類」大正4年(68-306-6)、大阪炭山鉱業事務所「鉱山監督署月報年報報告綴」明治44年度(68-314-2)、大阪鉱業株式会社「監督署報告綴」(68-334-7)、「予算決算書類」大正2年(68-194-89)。

注) 1911・13年の「車夫費」は、採炭費に含まれていたものと推測される。

12) 1909~13年において、選炭に関わった人員数は10数名程度であった。他方で、大阪炭山において女性鉱夫の在籍が確認できるのは、1914年11月(32名)以降である。つまり、それ以前の選炭夫は男性であったと推測される。後述するように、大阪炭山では職種間の分化が進んでおらず、異なる職種の兼務が日常的に行われていたことから、選炭についても、採炭と兼務していた可能性がある。その場合、表3の大阪炭山の在籍人員数(本表の一部では、採炭に関わった人員と、選炭に関わった人員を合計した数値を示している)は過大である、ということになる。

13) 北海道立労働科学研究所「北海道炭礦統計資料集成・II労働篇」北海道立労働科学研究所、1950年、28頁。

14) 大阪炭山の能率が相対的に高いのは、上述したとおり選炭夫(婦)がほぼ存在しない(または、いたとしても少ない)こと、また後述するように職種が未分化であることなどによる部分が大きいと思われる、必ずしも出炭現場での生産性が高かった、ということの意味するわけではない。そもそも炭鉱の能率は、鉱夫の在籍数をどの時点でとるか、どこまでを鉱夫としてカウントするかなどによって大きく変化するものであり、生産性の指標としてはあくまで目安となるに過ぎない。

心とした坑内作業に関する経費。鉱夫の賃金を中心となる)、「運輸費」(山元から市場である釧路までの運炭費)、「船及運賃」(釧路港内における船輸送の費用、および釧路地域内の大口需要先までの運賃)、「修繕費」、「雑費」、「売炭費」(石炭販売に関する通信、来客饗応などの雑費)、「給料」(山元、および釧路鉱業事務所職員の給料)、「重役交際費」などといった項目により構成されている。ただ、上記の項目を一見して明らかなおお、一般には山元原価に含まれないものが多く含まれる(山元から市場にむけての運賃、港湾での諸費用など)こと、また1913年の経営改革により、開坑費以外の項目についてはカテゴリーが再編されており、データの連続性が保てないことなどから、開坑費のみを対象としている。開坑費のみだと、一般に山元原価に含まれるいくつかの経費を落としてしまうことにはなるが、1913年において経費合計に占める開坑費の比率は67%、開坑費と運輸費(前述のとおり、山元原価には一般に含まれない)の合計であれば88.6%に達しており、この数値から山元原価の趨勢をみることに、大きな問題はないといえる。

まず、支払額の時系列的な変化をみると、開坑費全体については、出炭量が増加しているのだから、当然ながら増加傾向にあった。個別の費目では、選炭費がほぼ倍増しているが、これは1911年時点ではほとんど選炭らしき作業をしていなかったのに対し、1914年以降には専門の選炭婦(主に、鉱夫の妻である女性と推測される)を雇用するようになったことによるものであろう。また、通風設備費や起業費償却など、「その他」に分類している経費が大幅に伸びたことも大きい。結果として、出炭1トン当たりの開坑費は1911年が最も低く、経営が好転した1914年が最も高くなっている。他方で、出炭1トン当たりの採炭費は、この期間においてほぼ同程度の水準で推移している。つまり、当該期の出炭量の増加に際して、ほぼ同じペースで採炭に関するコストが増加していった、ということがわかる。2で説明したとおり、1912年までの大阪炭山は赤字続きであり、13年以降には劇的に業績が改善していったのであるが、こと採炭の現場に関していえば、それに対してコスト面では貢献していなかった、ということになる。見方を変えると、1912年までに問題があったのは主としてマネジメントや売炭機構に関わる部分であり、出炭現場については当初より(少なくとも相対的には)健全な運営がなされていた、とみることもできよう。

この点について、やはり完全ではないが、北炭の主力炭鉱である夕張・空知の数値と比較する(表4-2)。北炭の場合、採炭実費は「事務所費」・「採炭費」・「準備工事費」から構成されており、上述した大阪炭山の「開坑費」は、北炭の「採炭費」に相当するものと推測される。この数値について比較すると、空知は大阪炭山よりもやや低いが、夕張は多くの期において大阪炭山を上回っていたことがわかる。さらに、採炭実費全体についてみると、北炭の場合1912年上期で夕張第一が2.33円、空知が1.84円であったが、大

表4-2 北炭の採炭実費

(単位:円)

	採炭費1トン当たり		採炭実費1トン当たり	
	夕張第一	空知	夕張第一	空知
1910年上期	1.89	1.41	2.16	1.68
1910年下期	1.80	1.65	2.22	2.53
1911年上期	1.70	1.57	2.04	2.34
1911年下期	1.72	1.55	2.07	2.35
1912年上期	1.87	1.24	2.33	1.84

出所)「北海道炭礦汽船株式会社統計」第11表採炭実費内訳表(北海道炭礦汽船株式会社所蔵、北海道大学附属図書館保管)。

注)北炭の「採炭実費」は、「採炭費」・「事務所費」・「準備工事費」より構成される。

阪炭山のそれに近い数値（開坑費に、運輸費・土木費・庶務費を加えたものの1トン当たり）をみると1913年が2.59円、1915年下期が2.41円であった¹⁵⁾。大阪炭山の方がやや高い数値となっているが、この原価の時点で北炭の石炭はまだ内陸部の炭鉱内に位置しており、市場に到達するまでにはさらなる輸送費が必要となるが、大阪炭山の場合は既に釧路港・釧路市場にまで到達している。一般的に、釧路炭の品質は石狩炭と比較してカロリーなどの面で大きく劣っているが、少なくとも釧路周辺の市場、および釧路港での船舶燃料に関しては、コスト面で優位に立っていた、ということがわかる。

いまいちど、表4-1により開坑費の内訳を確認すると、採炭費、および延切費（明瞭ではないが、坑道掘進にかかる経費を指すものと推測される）の比率の高さが目立つ。採炭費のみでも概ね5割以上を占めており、採炭費と延切費の合計では1911年で8割超、15年でも7割近くの比率となる。それら経費の大部分は鉱夫の賃金が占めているのであるが、その水準については次節で検証していく。

4. 大阪炭山労働者（鉱夫）の雇用状況

3までの内容を前提としつつ、大阪炭山労働者の雇用について、(1) 労働力移動（定着）、(2) 鉱夫の募集（出自）、(3) 所得（賃金）の推移、(4) 飯場のあり方、(5) 福利厚生について、特徴をとらえていく。

(1) 労働力移動

大阪炭山の在籍鉱夫数、新規入職者、退職者の数値について、公的な統計によって把握できるのは1914年（北海道石炭鉱業会の設立により、同会の会報が発行されるようになる）以降である。それ以前については、断片的に伝来している大阪炭山の鉱業明細に「使役人員」数が記載されているのみであり、正確な出入については判明しない。とりあえず、これらの資料によって数値を確認する。前掲表3のとおり、1909年下期には78名であった在籍鉱夫数は、1910年上期に100名を超えた後は1912年上期までそれほど増加せずに推移したが、経営体制が替わった1913～14年にかけて激増し、その後減少をみている¹⁶⁾。この増加については、前述したとおり、出炭増加に対応した部分も大きいとはいえ、前述した安田春採炭鉱の休山にともなう鉱夫の移動による増員、および同時期において女性鉱夫（選炭婦）を雇用したことも影響している¹⁷⁾。

1915年については、各月の出入が確認できる（表5）。この時期の特徴として、出炭量が増加する一方で鉱夫数が減少しているものの、解雇・雇入のいずれについても、かなり少数であったことが挙げられる。夕張炭鉱では、特に男性鉱夫について、解雇・雇入とも、在籍鉱夫の1割を超えていること

15) 「元山操業予算実行経費報告表綴」大正3年度（68-18-10）、「予算決算書類」大正4年（68-306-6）。

16) ただし、1914年については、鉱業簿の数値（『鉱業簿複本』大正3年下半期以降、68-149-5）と表3の数値（『北海道石炭鉱業会々報』を使用）には大きな開きがある。鉱業簿では、1914年6月末時点で254名、12月末時点で230名となっている。その原因は不明であるが、ひとまず表3の数値を用いる。

17) 統計上で、大阪炭山に女性鉱夫があらわれるのは1914年10月からである。同じ釧路地域の別保炭鉱については、1916年7月時点でも、ほとんど女性鉱夫が存在していない（5名）。

表5 大阪炭山・夕張炭鉱の鉱夫移動

(単位：人)

	大 阪								夕 張							
	前月末		雇入		解雇		当月末		前月末		雇入		解雇		当月末	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1914年12月	273	33	2		5		270	33	4,856	645	514	52	259	46	5,111	651
1915年3月	279	31	18		4		293	31	5,069	753	342	45	761	134	4,650	664
1915年6月	260	28	13		21	5	252	23	4,241	616	437	67	468	62	4,210	621
1915年9月	226	14	4	2	3	2	227	14	4,053	577	251	46	363	50	3,941	573
1915年12月	231	17	12	1	8		235	18	4,334	556	296	61	279	54	4,351	563
1916年3月	236	19	0	0	5	3	231	16	4,715	569	415	62	445	45	4,685	586

出所)『北海道石炭鉱業会々報』各月。

が多々あったが¹⁸⁾、大阪炭山ではほぼそうした動きはみられない。表5には記載していないが、釧路興業別保炭鉱も大阪炭山と同様の傾向にはあったが、同炭鉱の出炭量が停滞的に推移しているのに対し、大阪炭山の場合は増加傾向にあったので、やや事情は異なる。

1913年以前については、公的な統計と比較するとかなり不十分ではあるが、「精算簿」・「稼賃口訳簿」などの賃金・所得関係の資料から、鉱夫の移動を推計した(表6)。前掲表3や表5と比較した場合、特に1912年までの時期において、本表の人員数が過大であり、1914年は過少であるようにみえる。本表の出所資料の取扱いについて難しいのは、ある時点に大阪炭山より賃金をはじめとする金の受取りがあった者についてすべて列挙しているという性格があり、結果として鉱夫ではない者、鉱夫ではあるが、その時点では既に在籍しない者が含まれている(反対に、在籍しているのに、支払いがないので記載がない場合もあり得る)可能性がある、ということである¹⁹⁾。なお、大阪炭山鉱夫の職種としては、「坑夫」・「車夫」(坑内運搬夫と推定される)・「雑夫」・「大工」・「木挽」・「鉄工」・「運炭夫」・

表6 鉱夫の出入

(単位：人)

	1908年6月	1909年6月	1910年6月	1911年6月	1912年6月	1913年6月	1914年6月	1915年7月
鉱夫数	32	134	135	185	200	162	133	274
流入		117	84	107	98	59	51	176
退出		15	83	57	83	97	80	35
前年からの 残留		17	51	78	102	103	82	98

出所) 大阪鉱業株式会社「採炭原簿」(68-70-3)、同「精算簿」明治42~44年(68-68-1)、同「精算簿」明治44~大正2年(68-68-6)、同「精算表」大正3年(68-68-8)、同「稼賃口訳簿」大正4年7月~12月(68-57-1)。

18) これでも、筑豊地域と比較すると、夕張の鉱夫移動は相対的に低位である。この点は、荻野が「地域別類型」として指摘している(前掲荻野『筑豊炭鉱労資関係史』、439頁)。

19) いくつかの資料については、大阪炭山のどのセクション(開坑・運輸・土木・庶務・その他)からその金を支払ったのか、記載がある。「開坑」についてはほぼ鉱夫向け、「庶務」については職員向けの支払いとみて差し支えないと思われるが、やや難しいのは「運輸」と「土木」である。「運輸」については、運搬を担当する鉱夫も含まれるだろうが、一方で、運輸業を営む親方のような者への支払いも存在しているかもしれない。後者を鉱夫とするのはやはり不適切なので、判明する分については除外したが、そうしたカテゴリーの者が含まれている可能性は否定できない。また、時期によっては、どのセクションからの支払いか、記載がない場合もある。

「線路夫」・「夜警夫」・「選炭夫（婦）」があり、ほとんどが坑夫であった²⁰⁾。また、1人の人間が、坑夫と車夫を兼ねている、というケースも多くある。全体として、炭山全体の採炭技術の未熟さとあいまって、職種についても未分化であったように見受けられる。

表6によって、全体の傾向をみると、前年同月の在籍鉱夫数と比較して、当年同月においてはほぼ半数以上が残留している、というケースがほとんどである。1年間で、ほとんどの鉱夫が入れ替わっている、といわれるほど移動率が高いとされる当該期の鉱夫としては、やはり移動率が低めであったとみることが適当であろう。なかでも特徴的なのが1914～15年であり、この期間においては前年在籍者の7割以上が、翌年も在籍していることになる（この時点のみ、間隔が1年1ヶ月であることにも留意する必要がある）。前掲表5については、ちょうどこの時期に関する数値なので、大阪炭山の趨勢のなかでも、やや極端な時期であったということになる。

勤続についてみると、1910年6月に在籍した者で、15年7月にも同様に在籍した者は32名であった。これは、1910年時点で在籍した鉱夫の2割以上となる。1906年時点において、筑豊主要炭鉱における勤続5年以上鉱夫の比率は8.4%に過ぎない、とされていることをみても、高い数値といえよう²¹⁾。

(2) 鉱夫の募集（鉱夫の出自）

鉱夫の募集については、ほとんど資料が伝来しておらず、その事情は詳らかではない。大阪炭山が稼行され始める際に、大阪鉱業傘下の他炭山より移籍した者が、判明する限りで4名いる。そのうち1名は「異動後逃走」とされており、他の3名についても1908年6月時点で在籍が確認できる者は1名（福井県出身、足尾銅山から大阪鉱業高昌炭山を経て釧路へ）しかおらず、この1名も翌年には不在となっていた²²⁾。

1913～14年については、一部の雇入鉱夫の本籍地が判明する²³⁾。それによると、北海道7名、秋田県3名、宮城県2名、山形県2名、富山県2名、福島・栃木・石川・広島・熊本各県が1名であった。北海道以外では、東北・北陸、および栃木県という金属炭山鉱夫、および北海道の炭鉱夫に多い出生地の構成であった。

1914年のみ、鉱夫募集関係の往復書類が一点存在するが、その通信先はほとんどが夕張・幌内など、石狩炭田の諸炭鉱であった。上述した北海道や東北各地の出身者も、直接釧路に移動する、というよりは、石狩炭田を経由しての入職が多かったのではないかと思われる²⁴⁾。また、釧路地域では大阪炭山より先行して、隣接の春採炭鉱が稼行していた関係から「春採との人事の交渉は多く、合併以前に

20) 「坑夫」については、資料によっては「採炭夫」とも記載されている。1913年時点で、坑夫131名、車夫18名、雑夫24名、大工5名、木挽3名、鉄工1名、運炭夫1名、線路夫2名、夜警夫1名であった（大阪炭山鉱業事務所「鉱夫名簿」大正2年、68-125-34）。

21) 前掲萩野『筑豊炭鉱労資関係史』九州大学出版会、1993年、110頁。なお、太平洋炭礦の1935年時点の友子取立免状が伝来しているが、それによると、大阪炭山に在籍していた鉱夫2名について、「親分」として記載されている。1910年12月より在籍が確認できる瀬下直次と、1912年6月より在籍が確認できる間藤市郎である（太平洋炭礦同盟友子一同「友子取立免状」昭和10年3月。釧路市中央図書館所蔵）。

22) 高昌炭山事務所「当炭山退去鉱夫人名簿」明治40年5月（68-312-29）、同「明治38年7月以降鉱夫名簿」（68-278-12）。

23) 大阪炭山鉱業事務所「鉱夫名簿」大正2年（68-125-34）、「坑夫異動通知届」大正3年（68-134-6）。

において、すでに坑夫間では密接な連携が保たれていた」との記述もある²⁵⁾。春採炭鉱は、1910年代には出炭が停滞し、1914年には休山に至っているため、ちょうどその時期に出炭量を増加させた大阪炭山へと異動した鉱夫も多かったものと推測される。

(3) 所得（賃金）の推移

大阪炭山の賃金に関する規約などの資料は伝来していないが、「太平洋炭礦株式会社沿革史」によると「切羽単価ハ勿論作業ノ難易ニ依リ変化ハアレドモ一車三五銭ヨリ四〇銭ノ範囲ヲ出デズ先山後山ノ割当ハ本人任意ト定メラレ普通後山ニハ三車ヲ割当シ他ハ先山割当ニテ先山二〔円〕・〇〇銭、後山一〔円〕・二〇銭程度ガ採炭夫ノ稼高デアル」とされている²⁶⁾。同資料は、大阪炭山を買収した三井鉱山が編集したものであるため、全体的に被買収炭鉱である大阪炭山時代を「低きもの」とし、その後の三井鉱路時代、および太平洋炭礦時代に大幅な改善があった、というトーンで描かれている。しかし、ほぼ同時代である1909年において、北炭夕張第一炭鉱の1日平均賃金は1.089円、第二坑は1.259円であり、同年1～8月の掘進夫の最高賃金は2.2円、採炭夫は1.67円であった²⁷⁾。表7と比較するために夕張炭鉱の平均月収を確認すると、1915年において掘夫（採炭夫・掘進夫を指すものと思われる）が20.74円、全体で16.62円であった²⁸⁾。また、北海道ではないが、筑豊の田川鉱業所の1915年における1日平均賃金が採炭夫で0.776円、坑外夫も含む全体で0.644円、三池鉱業所における1914年下期の1方平均賃金が採炭夫で0.807円、直轄夫合計で0.616円であった²⁹⁾。いずれの大炭鉱と比較しても、大阪炭山の賃金（所得）は相当に高かったことが推測される。

残念ながら、1日当たり賃金が把握できる時期はわずかしかないので、まず月間の所得をみていきたい（表7）。同表は、前掲表6と同じく「精算簿」を用いて、鉱夫（と思われる人物）の月間所得を階層別に整理したものである。既に述べたとおり、資料の性格から、一部に鉱夫とは思われない人物が混入

表7 大阪炭山鉱夫の所得（月収）分布

（単位：人）

	1909年6月	1911年6月	1914年6月
100円～	3	4	10
50～99円	2	4	12
40～49円	2	8	30
30～39円	16	26	24
20～29円	32	52	30
10～19円	39	50	16
～9円	35	30	5
合計	129	174	127
平均	21.99	25.87	60.22

出所）表6と同じ。

24) 大阪炭山「坑夫募集ニ関スル往復文書」大正3年4月（68-56-16）。やや時期はさかのぼるが、1912年に鉱夫が不足した際、同時期に爆発事故を起こした夕張第一炭鉱から他炭鉱へ転出しようとする鉱夫に募集をかけ、「約四十余名ヲ雇備」したという記録も残っている（「大阪炭山公文書綴」明治45年1月起、68-18-22）。

25) 「太平洋炭礦株式会社事業史資料集」第1輯黎明編・第3章労務、5頁（鉱路市中央図書館蔵）。ただし、この一文の主語は「別採炭坑」となっており、銅勝鉱業別採炭のみを指している可能性もあるが、恐らくは別保・大阪の両者と春採との関係を示したものと考えられる。

26) 前掲「太平洋炭礦株式会社沿革史・巻二」、321頁。

27) 北海道立労働科学研究所『北海道炭礦統計資料集成・Ⅱ労働篇』北海道立労働科学研究所、1950年、134頁。

28) 北海道炭礦汽船株式会社「創立五十年史・第9編従業員・第2部中巻」、170頁（北海道炭礦汽船株式会社蔵、三井文庫保管、北炭15）。

29) 三井鉱山株式会社「田川鉱業所沿革史・第4編労務」（鉱山五十年史稿本138）、264頁、同「三池鉱業所沿革史・第七巻労務課三」（鉱山五十年史稿本45）、附録2。

しているかもしれないことが、本表でも問題点である。また、飯場に所属する鉱夫については、飯場頭から賃金を支給されていたと推測されるが、本資料においては、飯場所属鉱夫の所得が本人と飯場頭とでダブルカウントされている、という特徴がある。飯場頭以外にも、数名程度の所得が合算されている人物が存在する（たとえば、夫婦で働いている場合、夫には自分と妻の所得が記載され、妻にも自分の所得が記載される）。この分だけ、全体として所得が過大にとらえられている、という難点もある。

そうした問題はあはせよ、上述したように、大阪炭山の所得水準は、他炭鉱と比較して高めであったと思われること、そして、1909～14年の間に、水準が向上しているであろうこと、までは確実である。とりわけ、赤字続きの最中であった1911年においても平均所得は向上している、という点は注目に値しよう。

表8では、ややデータは少なくなるが、より厳密に鉱夫所得を確認していく。本表は、1910年6月から1915年7月まで、連続して在籍が確認でき、かつ1914年の鉱夫名簿に氏名が記載されている者の所得推移を示している。特に、1915年7月分については、当人の所得と、他人の所得の受取りが区分されて示されているので、本項目の「本人」欄の数値は、紛れもなく鉱夫本人の月間所得である。飯場頭の所得が高いことは、おおよそ予想ができることだが、それ以外にも1915年7月時点で月間所得が100円を超えている鉱夫が3名いた。そして、そのいずれもが一般に高賃金であるとされる採炭夫ではなかった、という点が興味深い。ただ、採炭夫についても水準が低いわけではなく、最も高所得であったFの場合、おおよそ平均的な鉱夫の出勤日数である20日で計算すると、3.5円近い日給となる。前述した他炭鉱の賃金と比較して、いかに高いかが理解されよう。他方で、この間の勤続によって、所得（賃金）が高くなったのかどうかは定かではない。1915年において所得が減じている鉱夫については、ほとんどの場合、出勤日数が少なくなっていることによると推測されるが、長期勤続によって

表8 1910～15年勤続者の所得（月間）推移

(単位：円)

氏名	1910年6月	1912年6月	1915年7月		職種
			本人	総額	
A	6.40	82.49	309.71	316.12	車夫
B	110.68	179.43	256.34	256.34	雑夫
C	37.53	40.56	241.00	449.76	飯場頭
D	10.00	47.26	143.17	206.73	飯場頭
E	39.34	114.68	118.40	118.40	大工
F	26.34	50.26	68.85	99.64	採炭夫
G	13.10	45.34	53.75	144.29	飯場頭
H	30.50	32.50	32.90	32.90	坑夫頭
I	18.66	19.10	31.42	31.42	採炭夫
J	19.55	25.54	28.35	36.13	採炭夫
K	0.00	24.89	25.47	25.47	雑夫
L	27.08	30.78	24.80	24.80	坑内見廻
M	24.19	11.80	24.80	24.80	坑内見廻
N	23.67	39.35	24.00	31.95	車夫
O	46.64	30.75	23.32	23.32	採炭夫
P	6.97	24.00	22.90	22.90	採炭夫
Q	43.55	44.51	22.50	22.50	採炭夫
R	27.00	27.91	20.68	20.67	採炭夫
S	18.49	26.95	20.60	20.60	採炭夫
T	18.70	23.60	20.50	20.50	採炭夫
U	14.48	25.82	18.40	18.40	採炭夫
V	30.45	31.47	16.24	16.24	車夫
W	22.52	28.00	13.62	13.62	大工
X	11.40	35.59	8.80	8.80	採炭夫
Y	0.00	39.03	7.85	7.85	採炭夫
Z	23.65	28.22	3.11	3.11	採炭夫

出所) 表6に同じ。

注) 「1915年7月」の「総額」と「本人」が一致しない場合は本人以外の賃金の支払を受けていたことを示す。「1910年6月」および「1912年6月」については、この値が本人のみの所得か、他人の賃金支払を含む総額かは、わからない。

所得が向上し続けている採炭夫は3名しかいない、という点も注目されよう。

(4) 飯場のあり方

大阪炭山においても、飯場、および飯場頭が存在していたことは確かだが、その運用についての資料は多くない³⁰⁾。当初、飯場は2つだったが、1910年8月時点において、鎌仲善之が頭を務める飯場について「成績不良ノ為」に「合宿所」へと名称変更し、会社事務所が直轄することとなった。しかし、その結果として、好成績を得られないばかりか、「損失スルモ会社ノ損失ニシテ他人ニ損失ヲカケザルト思フガ如キ考エルカ逃亡等ハ皆合宿所ニ有ルヲ認ム」という状況となった。このため、「勘定ノ節各人ノ下リ金ヲ引去リタル上金ノ外一切仮出セザルコト」という条件を付した上で、鎌仲を頭に戻し、飯場を復活させた³¹⁾。つまり、会社から借金のある鉱夫が逃亡した際に、飯場配下の鉱夫であれば（少なくとも一部は）飯場頭がその負担をするが、直轄の場合はすべてが会社負担となり、逃亡によって特定の個人（この場合は、飯場頭）に負担をかけないので鉱夫が逃亡しやすく、それを防ぐために直轄を廃して飯場を復活させた、ということのようである。

その直後の11月には、2人の鉱夫が配下の鉱夫を用いて成果を挙げたことにより、新たに2つ飯場が増設され、4つとなった³²⁾。1915年の同資料を確認すると、その4飯場はいずれも存続しており、それぞれの所属人員は、橋本飯場19名、山本飯場20名、鎌仲飯場11名、松岡飯場20名であった（いずれも、飯場頭本人も含む）。合計で70名にしかならず、会社が公表している鉱夫数の半分にも満たない。また、所属鉱夫の月収（稼金）を確認すると、30円を超える者は少なく、また前掲表8で示したような長期勤続者は、だれも飯場に属していなかった³³⁾。

飯場の構成員たちは、1915年1月時点では月間90銭、または1円40銭（飯場頭、および数名のみ。所得と直接関係していないように見受けられるので、家族持ちか単身かの違いかと推測される）の諸掛を支払い、また各自まちまちの額で積立（後述）を行っていた。諸掛については、いかなる事情によるものかはわからないが、4月より80銭と1円30銭に引き下げられている。

大阪炭山の飯場の特徴として、上述した鉱夫全体からみたときの飯場所属鉱夫比率の低さのほか、会社側のメリット・デメリットにより、飯場と直轄が頻繁に変更されていたことも挙げられよう。両者の特徴からみて、ここでは飯場「制度」と呼ばれるような仕組みの強靱さは見受けられない。また、配下鉱夫の賃金支払に関しては、帳簿に記載されている限りでは、飯場所属鉱夫の所得について飯場頭にまとめて支払われていたが、その支払額の算定は会社側の帳簿上で行われていた。つまり、飯場頭は、作業上の指揮・督励や、鉱夫の生活管理、および借金の保証は行ったものの、配下鉱夫の賃金額の決定には関与しなかったものと思われる。

もう一点、やはり目を引くのは、飯場頭の所得の高さだろう。1915年7月において、山本193円、松

30) 「各飯場稼金帖」大正4年1月以降（68-266-8）、「飯場稼金諸掛控」（68-266-9）。

31) 大阪炭山鉱業事務所「予算書類」明治44年度（68-56-12）。

32) 前掲「予算書類」明治44年度。

33) 前掲「各飯場稼金帖」。

岡249円、鎌仲77円、久保田175円と、鎌仲以外は100円を超えていた（この数値は、飯場頭個人の所得であり、飯場としての収入ではない）。恐らく、ここから飯場運営に関わる支出があったものと思われるが、それを考慮しても、どの職員よりも高い所得を得ていたのである³⁴⁾。

1915年時点で飯場頭をしていた4名のうち、久保田徳三のみ、1912年にならないと在籍が確認できないが、他の3名はいずれも1909年までに採炭夫としての在籍が確認できる。ある程度大阪炭山で勤続を重ねるなかで、前述したように少数の配下鉱夫をうまく管理できた者が、飯場頭に取り立てられていったものと思われる。

(5) 福利厚生

大阪炭山の福利厚生について、特に重要なのは、大阪炭山共済会の存在だろう。同会については、規則が残っているので、以下に重要部分を引用する³⁵⁾。

大阪炭山 鉱夫共済会規則

第一章 総則

第一条 本会ヲ大阪炭山鉱夫共済会ト称シ大阪炭山鉱業所ニ置ク

第二条 本会ハ大阪炭山鉱夫ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ醸金補助金寄附金及其他ノ収入ヲ以テ会員ノ疾病死傷者等ヲ救済スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ大阪炭山鉱業所ノ監督ヲ受ク

第二章 会員資格

第五条 大阪炭山鉱夫ハ総テ被傭ノ日ヨリ会員トナリ規定ノ醸金ヲ為スベシ入会者ハ会員名簿ニ登録シ会員票ヲ交附ス

第六条 大阪炭山ノ雇傭ヲ解カレタルモノ及無断出奔者ハ其行為ト全時ニ本会員タル資格ヲ失フモノトス

第七条 会員醸金ヲニヶ月以上怠ルトキハ本会ヨリ除名ス

第八条 本会ニ左ノ職ヲ置キ総テ名誉職トス

会長一名 副会長一名 幹事一名 評議員七名以内

第九条 会長及副会長及幹事ハ大阪炭山鉱業所之ヲ撰任ス評議員ハ鉱夫飯場頭及鉱夫中ヨリ互撰

34) 同月において、職員で最も高い月収を得ていたのは北川富太郎で、49円であった（大阪炭山元山鉱業所「稼賃口訳簿」1914年7～12月、68-57-1）。

35) 「大阪炭山鉱夫共済会規則」（68-140-30）。

シ其ノ任期满一ケ年トス

第十条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統治ス副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ代理ヲナス

第十一条 幹事ハ会長ノ命ヲ受ケ本会ノ事務ヲ総括シ評議員ハ本会ノ会務ヲ評議シ毎月一回評議員会ヲ開キ会議ノ結果幹事ヲ通シ会長ニ報告シ其ノ承認ヲ受クベシ

第十二条 評議員会ノ決議ハ出席者ノ過半数ニ依ル可否全数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四章 会費及補助

第十三条 会員ハ入会ノ節入会金五十銭及每一ケ月会費金二十銭ヲ納ムベシ

第十五条 本会ハ大阪炭山鉱業所ヨリ毎月四十二円ノ補助ヲ仰ク

第五章 救済

第十八条 会員ニシテ疾病又ハ死傷者アルトキハ副会長或ハ医師ヲシテ其ノ状況ヲ審査セシメ事情ニ応シ評議員会ノ決議ニ依リ左ノ規定ニ基キ救済ス

(一) 疾病負傷ノ軽重ニ依リ左記三種ニ区別ス

一等病 入院治療ヲ要スル者 一日 金三十銭

二等病 通院治療ヲ要スル者 一日 金二十銭

三等病 休業ニ止ル者 一日 金十銭

(二) 救済金ハ休業十日以上ニ渉ルモノニ発病日月ヨリ起算シ支給ス

(三) 救済期間

入会後一ケ年未満ノ会員 三十日間以内

入会後一ケ年以上ノ会員 四十五日間以内

入会後二年以上ノ会員 六十日間以内

入会後三年以上ノ会員 九十日間以内

右期限以上ニ渉リ救済ヲ要スルモノハ評議員会ノ決議ニヨリ会長ノ認可ヲ受クベシ

(四) 負傷ノ為メ廢疾トナリタル者及死亡者遺族ニハ左ノ扶助料ヲ給与ス

年数	負傷廢疾者扶助料	死者遺族扶助料	埋葬料扶助料
入会後満一ケ年未満	金五円	金五円	金五円
全一ケ年以上	金十円	金十円	金五円
全二ケ年以上	金十五円	金十五円	金五円
全三ケ年以上	金二十円	金二十円	金五円
全四ケ年以上	金二十五円	金二十五円	金五円
全五ケ年以上	金三十円	金三十円	金五円

以上一ケ年ヲ増ス毎ニ負傷廢疾者扶助料及遺族扶助料ニ各五円ヲ加フ

(五) 会員ノ家族死亡シタル時ハ十五歳以上金五円十五歳以下ハ金三円ヲ慰悼金トシテ贈ル

第二十二條 本会ノ基金ハ総テ大阪炭山鉱業所ニ預入レ年六歩ノ利息計算ヲ以テ補給ヲ受クルモノトス

(以下、省略)

この規約には年次の記載がないため、いつから発効したのか明らかではないが、1911年の資料にも規約が挟み込まれているので、遅くともこの時期には成立していたものと思われる。また、この規約は大阪鉱業という会社のものではなく、大阪炭山という社内の一炭鉱にのみ適用されている、ということも重要であろう³⁶⁾。

周知のとおり、鉱山業については、1905年に施行された鉱業法、および鉱業法施行細則によって、鉱夫の過失によらない事故などによる死亡・怪我、および疾病については扶助するものとされていたが、一般に鉱夫の過失による死亡・怪我・病気（いわゆる私傷病）については、自己支弁とされるが多かった。そうした状況をカバーするものとして共済組合の存在があるが、1910年代前半における共済組合の設置割合（設置されている鉱山と設置されていない鉱山の比率）として、「福岡及大阪管内ハ三ト七、東京管内ハ五ト五、仙台管内ハ六ト四、札幌管内ハ九ト一」とされており、東北日本の設置比率が高かった。その理由として「交通ノ便悪シク從テ鉱夫ノ移動比較的少キニ依リ組合ノ経営ヲ容易ナラシムル如キハ其原因ノ一ナルヲ失ハサルヘシ」と説明されている³⁷⁾。大阪炭山の状況は、まさにこの説明と合致するものであった。

『鉱夫調査概要』では、いくつかの炭鉱の共済組合規約が紹介されており、北海道については北炭所屬炭鉱と奔別炭礦が取り上げられている³⁸⁾。これによると、会費（拠出金）は北炭が毎月10銭、奔別が15銭と大阪炭山よりやや低めであり、会社の拠出金は両社とも毎月の鉱夫の拠出金と同額ということで、毎月42円拠出の大阪炭山とは異なる（前掲表3の在籍人員をもとに計算すると、ほとんどの時期において鉱夫1人当たりの会社負担は大阪炭山の方が多く、在籍人員が最多であった1914年でも北炭より多かった）。負傷・疾病に対する給付は、両社とも実費をベースとするため単純な比較は出来ないが、救済期間については北炭が「継続就業二箇年未滿ノ者ハ六十日以内同滿二箇年以上ノ者ハ九十日以内」、奔別が「傭役二箇年未滿ノモノ二箇月間・傭役二箇年以上ノモノ三箇月間」としており、期間の長さでいうとおおむね両社の方が大阪炭山よりも長い。勤続期間によって細かく区分されてい

36) 大阪鉱業全体としては共済・救恤に関する組織は存在しておらず、高昌鉱山鉱業所に社員親友会・鉱夫救済会という組織があったことは確認できる（高昌鉱山鉱業所「社員親友会鉱夫救済会決算簿」明治40年1月、68-225-17）。当該期における鉱夫扶助・救済については、菊池美幸「1920年代～30年代の石炭産業における労働安全衛生の進展」『経営史学』第57巻第4号、2022年を参照。また、本節については、菊池美幸氏（九州大学）より、種々ご教示いただいた。記して感謝申し上げたい。

37) 農商務省鉱山局編『鉱夫調査概要』農商務省鉱山局、1913年、329頁。

38) 前掲『鉱夫調査概要』、373～377頁。

るところに、大阪炭山の特徴がある。これについては、死亡した場合の埋葬料や遺族扶助料に関して、両社とも定額となっているのに対し、大阪炭山はかなり細かく区分されている（そして、長期勤続になるとかなり多額となる）点にもあらわれている。

また、大阪炭山と隣接する安田春採炭鉱でも「共同協済会」（後に、「救済会」と改称）という類似の制度があったとされている。会費が20銭であることは大阪炭山と同様であったが、細かい規約はなく、入院患者は薬価を負担し、また入院中は1日につき1円を支給とされていた³⁹⁾。救済の水準は大阪炭山より高かった可能性はあるものの、社史でも「相互扶助の制度としては、内容が乏しい感があった」と評されており、救済の制度化の進展という点では大阪炭山には及ばなかったものとみられる。

さらに、大阪炭山の共済会では、鉱夫による積立貯金も同じく1911年までには開始されている⁴⁰⁾。その規定によると、積立金については鉱夫の義務とされ、「毎月稼金高ノ百分ノ五」を賃金支払いの際に引き去ると規定されている（前述した飯場の帳簿に記載されているのも、この積立である）。積立金については、解雇（ただし、1年以内の解雇や、無断退山の場合は支給されない）の場合のほかは、共済会の扶助を受けている場合のみ、払戻しができる。また、鉱業所から6分の利息が付されることとなっており、払戻しが自由な特別積立金を積み立てることも可能であった。積立貯金についても、『鉱夫調査概要』において各鉱山の事例が列挙されている。北海道の炭鉱では、共済組規約と同様に、北炭諸炭鉱と奔別の事例が取り上げられている。積立金額は、北炭が毎月30銭、奔別が「稼高ノ百分ノ三」とされており、おおむね大阪炭山の方が多かった。また、北炭の積立金利子は年2割と高率であったが（奔別については、記載がない）、大阪炭山の6分については鉱山全体と比較すると平均的なものであったといえる⁴¹⁾。

以上の取り組みは、常に危険な労働に従事する鉱夫に安心感を与えるものであったとは思われるが、それと同時に、鉱夫の移動防止・定着化を企図したものであったことも重要であろう。積立にその効果があることは、よく指摘されることではあるが、大阪炭山の場合、傷病に対する扶助についても、勤続年数によって細かく差異が設けられていた点に特徴がある。こうした福利厚生制度については、大阪炭山を買収した三井炭山（太平洋炭礦）側からは「職員並ニ鉱夫慰安救済ニ努メ医局ノ設置娯楽場ノ建設新ニ調度掛ヲ置キ生活必需品及事業用品ノ購買ヲ統一シタル等見ルヘキモノアリ」というように高評価を得ている⁴²⁾。他方で、同炭山を視察した新聞社は「坑夫待遇方としては質実なる釧勝興業会社の夫れに反し頗る現代的にハイがつて居る」とし、坑夫倶楽部の存在や、上述した積立貯金の存在などを指して「要するに本会社諸般の遣振りを窺ふに今少しく質素真面目なる方針を採るの得策ならざる乎記者は直く隣接せる釧勝興業会社炭山と対比視察するに及んで一層其感を深ふせざるを得

39) 前掲「太平洋炭礦株式会社事業史資料集」第1輯黎明編・第3章労務、12～14頁。ただ、安田春採炭鉱が三井炭山に買収され、三井釧路炭鉱となった後（1918年10月頃）に、同会は共済会と改称したうえで「治療2週間以上にわたるものに対し、45日目より薬価代1日につき50銭を向う90日間支給」という扶助内容であったとされているので、この間の物価の推移を考慮しても「入院中は1日につき1円を支給」は過大であるように思われる。

40) 「大阪炭山共済会規則積立金規則」（68-266-10）。

41) 前掲『鉱夫調査概要』、237～250頁。

42) 清水源作編「太平洋炭礦沿革史」第一編、1940年（鉱山五十年史稿本443）、8頁。

ぬ」と批判する⁴³⁾。これについても、裏を返せば、周辺諸炭鉱と比較して大阪炭山の鉱夫待遇が非常に良好であった、ということの証左であろう。

5. おわりに

本論で得られた知見について、それぞれの関係を考察し、結びとする。

大阪炭山の鉱夫雇用の特徴として、いずれも当該期の他炭鉱との比較においてではあるが、高賃金(所得)であり、かつ低移動であった、ということがいえるだろう。両者は互いの原因でもあり、結果でもある、ということもできる。

ただし、その要因として、短絡的に炭鉱経営のあり方のみを挙げるべきではない。まず、釧路という立地の特性がある。そもそも、(筑豊炭田と比較して低移動が地域特性とされる)石狩炭田自体が、当該期にはそれほど多くの炭鉱がなく、九州のように逃亡しても翌日すぐに近隣の炭鉱で働ける、というような環境にはなかった。釧路の場合はなおさらで、地域内に有力な炭鉱は3つ(大阪炭山の経営後半期には1つのみ)しかないのであるから、必然的に鉱夫も逃亡に対して慎重な態度を取ることになるだろう。立地に関する点は、炭鉱経営にとってもリスクとしてとらえられる。鉱夫に逃亡されたとして、その補充をすることは、他地域よりも容易ではないからである。だからこそ、相対的な高賃金の提示のほか、早期の(勤続年数によるインセンティブ付きの)私傷病扶助の制度化、および積立金制度による足止めなどが必要とされた(し、移動率が高くないからこそ、これらが可能となった)⁴⁴⁾。

そのうえで、やはり大阪炭山経営の性格が反映されているのではないか、と思われる部分もある。当該期は、三井・三菱もまだ北海道諸炭田へと進出しておらず、大阪炭山は、本州と北海道の両所に事業所を持つ、数少ない企業であった。職員については、本州の鉱山から北海道に異動させているが、それぞれ月給で2～10円程度の加算がなされていた⁴⁵⁾。そうでないと、引き受け手がなかったということであろうが、こうした感覚が、鉱夫賃金にも反映されていても不思議ではない。

豊之輔時代には、上述した扶助・積立金制度の制定のほか、赤字続きであるのに職員・鉱夫に対して賞与金を出す、鉱夫のための倶楽部を建設するなど、経営の状況からみれば「大盤振る舞い」のような経営行動が多かった。経営改革期にはその一部は改められたものの、1916年の同炭山売却時における慰労金支給は、職員のみではなく、鉱夫にまで及んでいた⁴⁶⁾。こうした事例は、ほかの炭鉱ではあまり見受けられず(あっても、もう少し抑制的である)、この「社風のようなもの」は、経営陣が炭

43) 「釧路の炭鉱(二)(大阪鉱業株式会社別保炭山)」「北海タイムス」1913年5月27日。この記事が掲載されたのが、大阪炭山経営の最悪の時期であった点に留意する必要がある。なお、本記事では任意の積立について「年一割の利子」としているが、この点は内部資料によって確認できなかった。

44) 経営側と鉱夫側のいずれの事情がより規定的かは難しい問題であるが、やはり鉱夫側の事情(立地上の理由から、低移動であること)がより大きいだろう。『鉱夫調査概要』が指摘するとおり、九州の炭鉱のように移動が頻繁であれば、高賃金の提示や強制積立はともかく、共済組合などは設立できない。

45) 大阪鉱業株式会社「辞令書留」明治34年1月起(68-19-1)。

46) 職員と鉱夫で、5,736円の慰労金が支給されている(大阪鉱業株式会社「総勘定元帳」自大正4年1月至全5年9月17日、安田家文書、YA-37)。

鉱專業ではなかった（永田藤兵衛は山林地主、清水栄次郎は材木商、逸身家の元々の家業は金融業であった）ことと多少なりとも関係があるものと思われる。

そして何よりも重要なのは、こうした鉱夫の好待遇について、それを可能とする山元原価を実現できていた、ということだろう。確かに、1912年まで大阪炭山の経営業績は低迷を続けていたが、山元原価に関しては13年以降と同等の水準を示していた。マネジメントと販売方針が正常でありさえすれば、より早期に黒字化していた蓋然性は高い。鉱夫の好待遇と低コスト（といっても、競合する周辺炭鉱のコストはわからないので、「利益を出しうるコスト」程度の意味合いではあるが）を両立できた背景としては、浅い坑道を多く掘鑿し、採掘が容易な箇所でのみ作業をすることで投資金額を抑え、坑内運搬や鉱夫の移動時間を節約したことが大きいのではないかと考えられる。無論、こうした採炭方針は永続的ではないものの、同時期に周辺で稼行した事業者がすべて数年以内に退出したという史実に鑑みても、一定の合理性はあったといえる。

もう一つの特徴である、飯場と直轄との転換が安易になされている点については、炭鉱の規模の小ささと、（それに起因するものであるが）全体的な職種の未分化が影響していた。上述のとおり、技術的な未熟さにともなって深部への採炭ができず、浅い部分で操業していたので、現業管理という面では必ずしも飯場頭に依存する必要性はなかった。だからこそ、パフォーマンスが下がればすぐに廃止されるし、「（直轄の）合宿所の方が、逃亡鉱夫が多い」などという現業とは無関係の理由で復活することにもなったのである。近年の飯場（納屋）制度史研究は、当該期における飯場（納屋）の強固な存続について、そこに一定の合理性があったことを主張している⁴⁷⁾。それらの研究が対象とする大規模炭山経営においては首肯することができるが、中規模以下の炭鉱経営の飯場（納屋）においては、また別の論理が働く、ということも考えていく必要がある。

飯場頭への依存度が相対的に低い大阪炭山では、採炭現場を少ない職員（1915年1月において、支配人を含めても7名。坑夫頭と雇員を含めて21名）で管理しなければならなかったため、その多くが鉱夫とともに現場仕事をする必要があった。実際、炭鉱主任に相当する地位にあった北川富太郎も、そうした作業を行っていたとされている⁴⁸⁾。以上のような体制が、増産に対してはポジティブに働いた可能性はある。

【付記】 本稿作成にあたり、永田家の皆様、安田家の皆様、奈良県立図書情報館、財団法人三井文庫、北海道炭礦汽船株式会社、釧路市中央図書館に、資料閲覧についてお世話をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。なお本稿は、JSPS 科研費 JP17H02552による研究成果の一部である。

〔九州大学大学院経済学研究院 准教授〕

47) たとえば、酒井真世「過渡期炭鉱業の労働市場と労働組織」『社会経済史学』第81巻第3号、2015年、土井徹平「近代の炭山における『飯場制度』の合理性」『商経論集』第51巻第1・2・3・4合併号、2016年など。

48) 前掲の北海タイムスの記事では、批判のあとに「元山主任たる北川富太郎氏が十年一日の如く坑夫と起居を同ふし刻苦励励の努力は同社の多とすべきのみならず実に事業界の模範として推賞の価値がある」と付け加えている。